2026年2月5日

予備２９－１６

肢１　８８条１項

募集設立においては，設立時取締役は，創立総会の決議で選任される。

設立時株主の信任を受けた者に，取締役として業務を行わせるべきだからである。

設立後の取締役は，株主総会に選任されることをイメージできると分かる。

定款で定めても発起人で，設立時取締役を選定できない。設立時株主の議決権が害される。

肢２　３４条１項，６３条１項

設立時の現物出資は，発起人のみが行える。設立の際は，会社債権者などを保護するため資本充実の原則が働く。現物出資は適正性を欠く恐れがあるので法は検査役の手続など慎重な手続を予定している。

発起人以外のものに現物出資を認めること設立手続が煩雑になるため，定款での自治は認められない。

肢３　１０２条3項，１０２条の２

設立時募集株主が払込を仮装した場合の株式の効力は有効。

仮装した全額の支払義務を負うため。

無効とすることは，譲渡の際などに取引安全上の問題があるため。もっとも，払込義務を果たしていない（責任を負わない）ものに株主としての権利を行使することは，許容できない。そこで，権利行使は，払込後しかできない。

肢４　１０３条４項，５７条１項，１０３条１項，５２条２項

発起人は，定款に記載した者（２７条５号)。したがって，賛助した者は関係ないと思える。しかし，いざというときに，責任を免れると外観を信じて出資したものの期待害される。そこで，この者にも責任を負わせた

肢５　５９条，６１条

一般的には５９条で通知が必要である。したがって，総数の契約でも必要ではないか。しかし，手続が煩雑。　通知は不特定多数の相手方に予め情報を提供することで，適正な意思決定ができるようにすることが目的。総数引受の場合は，十分内容を理解したうえで意思決定がなされている。よって，わざわざ通知まではいらない。

予備２９－１７

肢ア　１３９条１項

相続その他の一般承継は，譲渡という取引による取得ではない。その場合は，取得を定款で制限することはできない。考えられる理由は，定款での承認の手続認めると，相続などの一般承継手続が煩雑になることがあげられる。法的安定性

そこで，一律に処理できる。

もっとも，無関係な相続人が株主として権利行使できると，譲渡制限株式で経営権を維持した目的が没却される。そこで法は，承継を認めつつ，売渡請求を定款で定めることができるとしている。（１７４条）

肢イ　１３９条１項ただし書

譲渡制限株式は経営権の維持。従業員の場合は，会社の利益を共有することで，士気を高揚させることが目的として考えられる。この目的は，私的自治の上で合理的。したがって，目的を維持するために定款を定めることも認められる

肢ウ　１３９条１項

条文，文理上は，取締役会の承認が，必要なのが筋。しかし，オーナーから譲り受けているのに，承諾が得られないとすると，取引安全が害される。

取締役会の承認を不要とすべき。取締役会の承認を必要とした趣旨は，経営権を維持して会社に好ましくない株主が入るのを防止するため。他の株主にも配慮している。

そうすると，１人会社の株主が譲渡の意思決定を行っている以上，株主総会の全員の決定があったと同視しうる。この場合にまで，１３９条１項かっこ書を適用する趣旨ではないと解する。

肢エ　１３７条

譲渡制限という言葉，制限される結果，有効に譲受人は取得できないのではないか。

取引安全上問題，当事者間では有効。譲渡制限は，会社保護の趣旨，法も請求手続を予定。

肢オ　１４０条１項，１４０条４項　リーガル９７

承認しない旨の決定をした場合は，会社が買い取る。

譲受人を保護する趣旨，株主が権利行使できない株を持ち続けることは，会社との関係で公平でない。株主は，権利がないのに，責任を負ってしまうため。

そこで，会社の意思で権利を認めない以上，投下資本に協力することが公平。

もっとも，全部，会社が払戻しを強制することは，資金の流失にもつながる。そこで，一部買取について会社が別に指定できる規定を置いている。

譲受人も投下資本が回収できれば十分

予備２９－１８

肢ア　１８２条の三

株式併合が法令定款違反の場合で，株主が，不利益を受ける恐れがある時は，差止めが認められる。事後的に併合の効力を否定することは，法律関係が不安定になるため。

一方で，分割の場合は，個別の差止め請求がない。

違いは，一般的に分割による株主の不利益は小さいと考えるため。

権利行使が，併合の場合は，制限的であるのに対し，分割の場合は，拡大の方に向かうため。併合と分割で手続きが違う

肢イ　１８２条の４

併合の場合は，買取請求あり，分割の場合はなし。理由は，制度目的説明。

端株の買取請求では不十分。新たに制度が設けられた。

分割の場合は，株主にとって一般的に不利益はないため，別途，手続不要

肢ウ　１８０条２項，３０９条２項４号，１８３条

併合の場合は，株主の権利行使について制限される。したがって，特別決議

肢エ　１８４条２項，１８３条２項１号，４６６条適用なし，３７条

１０００×５＝５０００まで変更可

４０００は５０００の範囲。

分割の場合は，全部分割されるので，支配率の変更を考慮しなくて良いから。

授権資本制度，会社の支配について予測可能性を与えて既存株主を保護する趣旨

肢オ　１８０条３項

授権資本枠規制の潜脱を防ぐ趣旨

平成２６年の改正までは，併合の際に４倍ルールが適用されていなく潜脱の危険があった。

そこで，改正により新たに１８０条３項が設けられ，問題が解消された。

出題の背景には，新しい制度について把握しているかを確認しているものと思われる。

予備２９－１９

肢ア　会社支配の公正を目的としない
　単元未満株式について議決権を行使できないことは，株主間の公平を欠く側面がある。
　支配の公正を目的とする場合は，端株を採用しないことが公正に繋がる。

肢イ　会社支配の公正を目的としない
　所有と経営の分離。多数派の代表者である取締役に多くの意思決定を行わせる。
　したがって，会社支配の公正維持を目的としない。

肢ウ　会社支配の公正を目的とする（３０８条２項）
　自己株式に議決権はない。行使を認めると，自己監督になってしまい決議の公正が害される。

肢エ　３１０条１項，最判昭４３．１１．１
　定款の定め有効。総会のかく乱防止，合目的。
　株主間の議決権の公平や，適正とは無関係。

　代理制限の定款の定めが有効。
　ただ，定款を適用できる場面を限定する限りで有効。

肢オ　３０８条１項
　Ａ社とＢ社は，別ではあるが，１/４以上ＡがＢ社の株を持っているため，実質的にＢ社はＡ社の影響を受けている。
　その結果，Ｂ社は，適正にＡ社の議決権を行使しない恐れがあるため，会社支配の公正維持から議決権行使が制限される

予備２９－２０

肢ア　３２７条１項１号，３２７条２項本文

公開会社の場合は，取締役会を置かなければならない。公開の場合は，所有と経営の分離が制度として予定されている。

取締役会設置会社の場合は，監査役を置く必要がある。取締役会に権限が委譲されているので，監査役による監査により会社の利益・ひいては株主の利益を守る必要がある。

もっとも，同条ただし書で公開会社でない場合は，会計参与で足りる。

肢イ　２条６号イ　大会社

２億円から１０億円の場合。

大会社に変わるとき，どのように取扱うか問題。

最終年度の決算額で判断される。したがって，期中で大会社になっても，会計監査人はいらない。理由，資金調達を迅速に行わせる必要がある。

途中で会計監査人を必要とすると調達がやりづらい。

肢ウ

社外取締役がいないときは，説明をしないといけない。

ガバナンスの強化。なぜ，社外取締役が必要か。

監査役会には（　社外監査役　）がいるが，それだと弱い。

（　　監査役　　）は，取締役会で（　議決権　）がないから

したがって，社外取締役を必要とする流れがあり。

ただ，義務とすると人材の確保が難しい。そこで，設置義務まではなく，説明責任になり，その後，いわゆる上場企業は，必置となった。なお，この一連の流れで，監査等委員会がつくられた経緯がある。

肢エ　監査役会　３２８条１項

社外が半数いる。公開会社，大会社。会計上の額が大きい，株式が頻繁に取引されるので会社価値の客観性を担保する必要がある。そこで，社外の監査が期待される

肢オ　３２７条５項

会計参与，取締役の会計書類作成を共同して行う人

監査等委員は，できたものを内部的にチェックする人

会計監査役は，外部としてチェックする人